

町田市特別養護老人ホーム入所指針

1, 目的

この指針は、特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。以下同じ。）への入所申込者が増加している中で、入所の必要性が高い入所申込者が優先的・緊急的に入所できるよう、別紙1にある町田市内の特別養護老人ホーム（以下「施設」とする。）の入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保すると共に、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2, 入所対象者

入所の対象となる者は、原則、要介護3から要介護5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。ただし、要介護1又は要介護2と認定された者であって、心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められた者については、入所の対象とする（以下「特例入所」とする）。特例入所の要件に該当することの判定については別紙2（特例入所の要件）を考慮する。

3, 入所申込み

- (1) 要介護3から要介護5と認定された者は、特別養護老人ホーム入所申込書（以下「入所申込書」とする）により施設への入所申込みを行う。
- (2) 特例入所の対象者は、入所申込書に特別養護老人ホーム特例入所理由書（以下「特例入所理由書」とする。）を添付して施設への入所申込みを行う。施設が特例入所と認める場合、別紙3（特例入所の手続き）の取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と町田市との間で情報の共有等を行う。
- (3) 入所申込書を受理した施設は、入所申込者の了解を得て、必要に応じて介護支援専門員から意見書を徴することができる。
- (4) 入所申込書及び特例入所理由書は、入所申込者より施設が受付した日の翌月1日から2年間有効とする。施設は、前述の期間が経過し、入所申込者から連絡がない場合は入所申込みを取り下げたものとみなすことができる。
- (5) 入所申込みをした者または担当の介護支援専門員等は、入所の必要性がなくなった場合、速やかに取り下げの連絡を入所申込み施設へする。

4, 入所指針の説明

施設は、入所申込書を受理した際、入所申込者及びその家族等に対して、入所指針について説明をするとともに、介護度・介護状況等に変化があった場合は、施設に対して連絡するよう依頼する。

5, 入所待機者名簿の管理

施設は、入所申込書を受理した時は、入所待機者名簿にその内容を記載して管理する。また、入所申込者から介護度、介護状況等の変化した旨の連絡があった場

合は、その内容を記録する。

施設は、入所申込者から入所申込みの取り下げの申し出があった場合、施設が入所申込書及び入所理由書を取り下げたとみなした場合、及び入所申込者が入所対象者でなくなった場合は、入所待機者名簿から削除する。

6, 入所検討委員会の設置

施設は、入所の決定に係る事務を処理するために、合議制の入所検討委員会を設置する。

入所検討委員会の設置・運営は以下の要領で行う。

(1) 委員構成

入所検討委員会は施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成するほか、施設職員以外の者（当該法人の評議員、地域の福祉関係者、苦情解決委員等）を1名以上加える。

(2) 開催

入所検討委員会は、必要に応じて施設の長が開催する。

(3) 所掌事務

入所検討委員会は、介護の必要の程度、家族の状況、その他の特記事項を調査し、調査票を作成したうえで、入所の必要性を評価し、これに基づいて入所の決定を行う。

(4) 記録

①入所検討委員会は、開催の都度その協議の内容（別紙3③の町田市の見解を含む）を記録し、これを2年間保存する。

②施設は、町田市及び都から求めがあったときは、この記録を提出する。

③施設は、入所申込者やその家族から入所検討委員会の協議内容の開示を求められた場合は、個人の情報に係る部分を除き、これに応じる。

7, 入所の必要性を評価する基準及び入所決定方法

(1) 入所順位の決定

施設は、次に掲げる勘案項目を調査し、調査票を作成する。別紙4（入所評価基準表）により調査票の①と②の合計点数の上位の者から待機者名簿に搭載する。入所検討委員会は、調査票の③を点数化し、入所順位を決定する。判定にあたり点数等が同程度の場合は、町田市民を優先する。

① 介護の必要の程度（要介護度）

② 家族等の状況（主介護者の状況等）

③ 特記事項

入所検討委員会の協議によってその度合いを判断する。

ア、問題行動

イ、居住・衛生環境

ウ、地域性

エ、その他の特記事項

(2) 施設の事情による入所者決定の調整

入所検討委員会は、(1)により、入所順位を決定するが、施設における適切な処遇及び運営を図る上で、次の施設の個別の事情を勘案して入所者の決定を調整することができる。

- ① 性別（部屋単位の男女別構成）
- ② ベッドの特性（認知症専用床・階等）
- ③ その他特別に配慮しなければならない施設の個別の事情

8, 特別な事由による優先入所

次に掲げる場合においては、入所検討委員会の議を経ることなく、施設長の判断で入所を決定することができる。

また、施設長はその決定内容をその後開催される入所検討委員会に報告する。

対象が要介護1及び要介護2と認定された者である場合、施設は事後に別紙3②の報告を行う。

- (1) 入院を契機として入所契約を解除した者が、退院後在宅での介護が困難である場合
- (2) 介護者の入院、介護者からの虐待・介護放棄、災害や事件・事故等で緊急に入所する必要が認められる場合
- (3) 町田市から老人福祉法に定める措置による入所の依頼があった場合
- (4) その他特段の緊急性が認められる場合

9, 入所辞退者の取扱い

入所検討委員会において入所を決定したにもかかわらず、特段の理由が無く入所申込者の都合により入所を辞退した場合は、入所順位を繰り下げる。

再度入所を辞退した場合は、入所申込者の意思にかかわらず、入所申込受理簿から削除することができる。

ただし、入所申込者の入院等やむを得ない理由により一時的に入所を延期する場合は、順位を留保するものとする。

10, 適正な運用

- (1) 施設は、この指針に基づき、適正に入所の決定事務を行う。
- (2) 町田市高齢者福祉施設部会は、町田市と協議のうえ、本指針を原則3年ごとに見直すこととする。ただしこの間に見直す必要が生じた場合は、この限りではない。
- (3) 町田市は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うことができる。
- (4) 本指針は、平成30年4月1日より適用する。
令和3年11月17日より適用する。

別紙 1

町田市内の特別養護老人ホーム

法人名	施設名	住所
社会福祉法人賛育会	特別養護老人ホーム清風園	町田市金井 7-17-13
社会福祉法人芙蓉会	特別養護老人ホーム芙蓉園	町田市南町田 5-16-1
社会福祉法人友愛十字会	特別養護老人ホーム友愛荘	町田市南大谷 1651-1
社会福祉法人南町田ちろば会	特別養護老人ホームみぎわホーム	町田市南町田 4-10-38
社会福祉法人福音会	特別養護老人ホーム福音の家	町田市野津田町 1932
社会福祉法人月峰会	特別養護老人ホーム杏林荘	町田市相原町 2017-1
社会福祉法人東京援護協会	特別養護老人ホームサルビア荘	町田市函師町 2987-1
社会福祉法人合掌苑	特別養護老人ホーム合掌苑 桂寮	町田市金森東 3-18-16
社会福祉法人七五三会	特別養護老人ホームいづみの里	町田市原町田 5-1-12
社会福祉法人賛育会	特別養護老人ホーム第二清風園	町田市薬師台 3-270-1
社会福祉法人竹清会	特別養護老人ホーム美郷	町田市小山ヶ丘 1-2-9
社会福祉法人悠々会	特別養護老人ホーム悠々園	町田市能ヶ谷 4-30-1
社会福祉法人町田市福祉サービス協会	特別養護老人ホームコモンズ	町田市森野 4-8-39
社会福祉法人竹清会	特別養護老人ホーム花美郷	町田市小山ヶ丘 1-12-5
社会福祉法人三光会	特別養護老人ホーム町田誠心園	町田市下小山田 3352-8
社会福祉法人平成記念会	特別養護老人ホームヴィラ町田	町田市相原町 4391-7
社会福祉法人みどり福祉会	特別養護老人ホーム高ヶ坂ひかり苑	町田市高ヶ坂 5-26-19
社会福祉法人正吉福祉会	特別養護老人ホームまちだ正吉苑	町田市成瀬 8-10-1
社会福祉法人創和会	地域密着型特養ホーム暖家	町田市成瀬台 3-24-1
社会福祉法人天寿園会	特別養護老人ホーム椿	町田市相原町 2311-1
社会福祉法人永寿会	特別養護老人ホームかりん・町田	町田市忠生 1-2-7
社会福祉法人泰政会	特別養護老人ホームレガメ町田	町田市南大谷 1 1 7 9 - 1
社会福祉法人悠々会	グランハート悠々園	町田市山崎町 2055-2

特例入所の要件

要介護 1 又は 2 の方の入所申し込みの手続きについて

要介護 1 又は 2 の方の入所申し込みについては、以下のとおりとする。

- (1) 施設は、入所申し込みの書類に、特例入所の要件を具体的に記載した上で、その内容を申込者側に丁寧に説明し、申込者側に特例入所の要件への該に関する申込者側の考えを記載してもらうこととする。
- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
 - ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
 - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること
- (2) 申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認めないこととする。
- 注 なお、特例入所の要件に該当している旨の申立てがない者からの入所申込みに関する取扱いについては、各施設に委ねることとする。

※ 入所申込者の介護保険の保険者が町田市以外の場合はこの限りではない。

特例入所の手続き

- ① 施設は、要介護 1 又は要介護 2 と認定された入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求める。
 - ② 施設は、町田市に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めることができる。
 - ③ ②の求めを受けた場合、町田市は地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できる。
- ※ 入所申込者の介護保険の保険者が町田市以外の場合はこの限りではない。

町田市特別養護老人ホーム入所基準表

1 入所基準表

		項目	点数	条件及びその説明
市内共通	入居者の状況 ※1	要介護 1	10	申込時点での要介護度に基づく
		要介護 2	15	
		要介護 3	20	
		要介護 4	25	
		要介護 5	30	
	介護者の状況 ※2	介護者がいない	2	別居を問わず、身寄りがいなく介護者いない
		高齢・障がい・疾病等がある	2	介護者が高齢者又は障がい者や疾病等があり、十分な介護ができない
		就労している	2	介護者が就労しており、十分な介護ができない
		身体的・精神的負担が大きい	2	介護者の身体的・精神的な負担が大きく、十分な介護ができない
		居住環境の事情がある	2	住宅改修等を行っても、居住環境の事情により、十分な介護ができない
施設や病院から退院・退所を迫られている		2	施設や病院から退院・退所を迫られているが、自宅で十分な介護ができない	
複数の要介護者、障がい者、未就学児がいる		2	介護者が2人以上の要介護者、障がい者の介護、又は未就学児の育児をしているため、十分な介護ができない	
利用できる限度額を超えて、在宅サービスを利用している		2	介護保険の支給限度単位数を超えて、サービスを利用しているため、経済的な負担が大きい	
入所・入院しており、費用負担が大きい		2	老人保健施設（老健）や病院に入所・入院しているが、入所費用や入院費等の負担が大きい	
早急な入所を希望している	2	半年以内の入所を希望している		
施設による基準			50	各施設の入所判定委員会の判断により0～50点の加算があるため、申込をする施設に確認してください

※1 入居者の状況の点数は、該当する要介護度の点数となります。

※2 介護者の状況の点数は、該当する項目ひとつにつき2点が加算されます。

2 特記事項

判定にあたり点数等が同程度の場合は、町田市民を優先する。